



自社基準に違反していなければ安全は守られるのか？

申 13 号只見線における無線設備の改善を求める申し入れ団体交渉を行いました。11月7日雨による速度規制が必要な箇所を、無線機がつながらなかった為に426Dが所定速度で運転した事象について原因と対策を質しました。

《会社主張》

- ・指令から無線機、業務用携帯電話、衛星電話にて繰り返し試みましたが、つながらなかった。
- ・当該区間は無線機等がつながりづらいという認識はある。
- ・規程・省令上保安設備として沿線電話、無線機、業務用携帯電話、衛星電話を整備し点検も実施しているので違反していない。

組合が危険な状況であったと認識しているか質すと、会社は「用いる手段で連絡を試みたので問題ない」との回答を示しました。速度規制が必要な区間を4分に渡って所定速度で運転させていることに、危険を感じ必死に規制通告を指令員は試みました。ご利用いただいているお客さまと乗務員の命を守るために、またそのために連絡を取りたくても取ることのできない指令員の心痛を考えれば同種事象を発生させないために、考えられることは全て実施しようとするのが、安全をトッププライオリティとする会社の姿勢ではないでしょうか？

引き続き東日本ユニオンは安心して働ける 労働条件の確立を目指し取り組みます！